

2026 年 10 月 30 日(金)

小栗キャップの News Letter

税理士法人ＳＴＲ　代表社員・税理士　小栗　悟

名古屋本部　〒450-0001　名古屋市中村区那古野 1-47-1　名古屋国際センタービル 17F
TEL：052-526-8858　FAX：052-526-8860
岐阜本部　〒500-8833　岐阜県岐阜市神田町 6-11-1　協和第二ビル 3・4 階
TEL：058-264-8858　FAX：058-264-8708
Email: info@str-tax.jp　http://www.str-tax.jp

年の中途で亡くなられた場合
配偶者控除・ひとり親控除の双方適用

従業員の配偶者が亡くなった場合

勤務する従業員の奥様や旦那様が亡くなられることがあります。会社としては、葬儀が終わり、忌引休暇を終えて職場に戻ってきた従業員の様子を気遣いながらも、今後の手続を伝えなければなりません。

まず、弔慰金の申請や健康保険の変更手続などが思い浮かびますが、見落とされがちなのが、その年の「年末調整」に関するアナウンスです。

配偶者控除とひとり親控除の双方適用

国税庁ＨＰに「配偶者控除とひとり親控除の双方適用」の解説があります。これは、年の中途で配偶者が亡くなられた場合に要件を満たしていれば、配偶者控除とひとり親控除の双方（両方）を重複して適用できるというものです。

＜事例＞

Ａ社の従業員Ｂは、妻を控除対象配偶者としていたが、その妻が本年 9 月に死亡した。

配偶者控除の判定時期（配偶者の死亡時）

居住者の配偶者が配偶者控除の対象となるかは 12 月 31 日の現況によります。ただしその配偶者が既に亡くなっている場合には、亡くなった時の現況により判定します。

この事例の場合、妻が亡くなられた時点（本年 9 月）で、妻が①民法上の配偶者であり、②生計一親族であるか等を判定し、納税者本人Ｂと妻が所得要件を満たしていれば、Ｂは配偶者控除（70 歳未満　13 万円～38 万円）の適用があります。

＜配偶者控除の所得要件＞

納税者 本　人	その年分の合計所得金額が 1,000 万円以下
配偶者	その年分の合計所得金額が 62 万円以下

ひとり親控除の判定時期（12 月 31 日）

一方、ひとり親控除の適用があるかどうかは、12 月 31 日時点の本人の状況で判定します。事例の場合、Ｂが次の要件を満たしていれば、ひとり親控除（35 万円。令和 9 年から 38 万円）が適用できます。

＜ひとり親控除の要件＞

① 婚姻をしていないこと等
② 生計を一にする子がいること
（子の総所得金額等が 62 万円以下）
③ 本人の合計所得金額が 500 万円以下であること



念のため、亡くなった方の「住民票の除票」などをもらっておくとよいでしょう。